

# 令和7年度 刈谷市立富士松北小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめは、常に起こりうるものである」ということを念頭に置き日々教育活動にあたる。「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 学校いじめ対策組織

「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。また、月1回、「特別支援教育、いじめ・不登校対策全体会」を設置し、全職員における情報交換、各事例への対応の協議を行っていく。

### (1)「学校いじめ対策組織」の役割

#### ア 「富士松北小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートで、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「富士松北小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート(3年保管)や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努める。
- ・事案への対応については、「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」において情報を共有し、迅速かつ効果的に対応する。また、教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・被害者児童を徹底して守り通すとともに、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。問題が解消したと判断した場合も、その後の被害児童及び加害児童等の様子を注意深く見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、思いやりを軸にした共に成長していく学級づくりを進める。また、たてわり活動を活用して、人間関係作りに努める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を高めるように努める。
- ウ 教育活動全般を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ いじめ防止標語コンクールを行い、いじめ防止の心を育てる啓発活動を行う。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導するとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（年3回）や教育相談（児童面接週間）を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーについて全家庭に紹介するとともに、子ども相談センターなど外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。
- エ PTA役員理事会にて「いじめ防止モニター」を依頼するとともに、定期的に児童の様子について意見交換を行う。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を中心に対応する。また、事案に応じては適切な専門家を加える。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

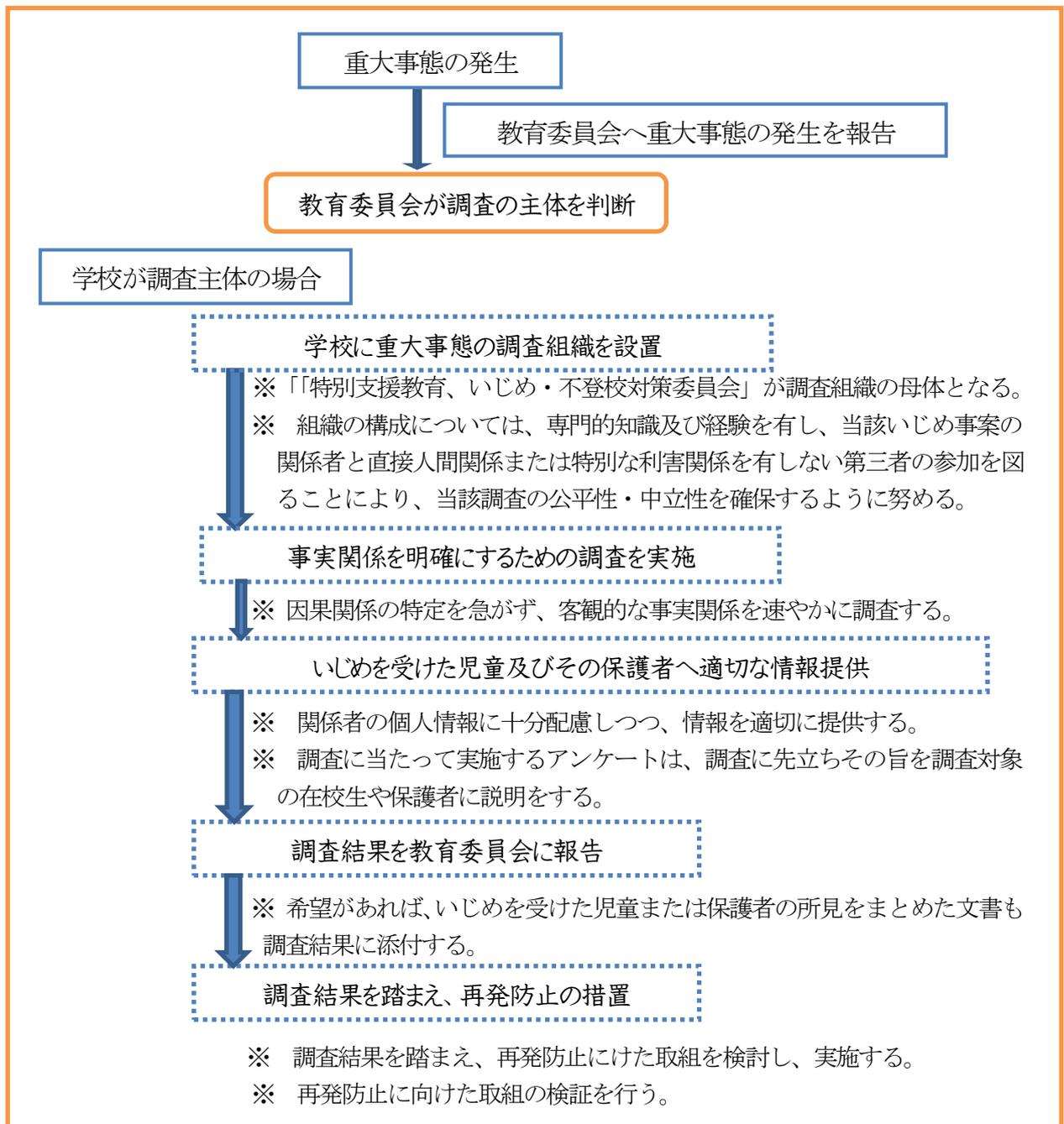
### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめアンケートを年3回実施し、その結果を基に「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」で、いじめに関する取組の検証を行う。また、12月に行う児童・保護者へのアンケートの結果を基に検証を行う。

### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者に配付するとともに、ホームページに掲載する。

## 【重大事態の対応フロー図】



【資料 年間指導計画】

	「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	<p style="text-align: center;">P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ</p>	○「いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○全教職員による情報交換	○保健室での相談やスクールカウンセラーとの相談について、児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○たてわり発足会	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○学校保護者会での「富士松北小のいじめ防止基本方針」の説明 ○授業参観 ○家庭訪問
5月		○現職研修①「Q-Uを通しての児童生徒理解と学級づくり」 ○全教職員による情報交換	○保健指導（心と体の成長） ○緑の羽根募金 ○ボランティア読み聞かせ ○PTA親子虫捕り会	○学級の人間関係を知るためのQ-U検査の実施	○いじめ防止モニター連絡会議（PTA役員理事会） ○学校運営協議会への授業の公開
6月		○全教職員による情報交換	○情報モラル指導（ネットモラル） ○ボランティア読み聞かせ	○いじめアンケートの実施	○授業参観 ○引き渡し訓練
7月		○全教職員による情報交換	○ボランティア読み聞かせ ○観劇会	○児童面接週間	○個別懇談会 ○生活指導懇談会
8月			○いじめカウンセリング研修会		
9月		○全教職員による情報交換	○ボランティア読み聞かせ ○北っ子音楽会	○身体測定	○いじめ防止モニター連絡会議（PTA役員理事会） ○学校運営協議会への学校行事の公開
10月		○現職研修②（事例研修） ○全教職員による情報交換	○ボランティア読み聞かせ ○たてわりクリーン作戦		
11月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○全教職員による情報交換	○竹切り ○竹炭体験 ○赤い羽根募金活動 ○ボランティア読み聞かせ	○いじめアンケートの実施	○保護者への学校評価自己評価アンケート
12月		○全教職員による情報交換 ○現職研修②「Q-Uを通しての児童生徒理解と学級づくり」	○人権集会 ○人権週間 ○PTA親子ふれあいまつり ○福祉実践教室	○児童面接週間 ○児童への学校評価アンケート	○個別懇談会
1月		○全教職員による情報交換	○保健指導（命の大切さ） ○ボランティア読み聞かせ	○身体測定 ○学級の人間関係を知るためのQ-U検査の実施	○授業参観 ○いじめ防止モニター連絡会議（PTA役員理事会にて）
2月		○全教職員による情報交換	○たてわり活動 ○感謝の会 ○ボランティア読み聞かせ	○いじめアンケートの実施	○学校運営協議会で学校評価の学校関係者評価を行う。
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○全教職員による情報交換・次年度への資料作成	○6年生を送る会 ○ボランティア読み聞かせ	○児童面接週間	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○学ぶ喜びを味わう授業の充実	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ○生活ノート	○あいさつ運動（月に1回）	